



会社設立手続きの簡素化

GWは、外に出て体を動かしたくなる季節ですね。厳しい寒さの冬があるからこそ、花咲き乱れる春が訪れるのでしょうか。

I. 最低資本金制度の廃止

いままでの会社の資本金は、原則として株式会社は1000万円、有限会社は300万円でした。しかし、新会社法ではこの**最低資本金が不要**となっています。

したがって、極端な例でいえば資本金は1円でも株式会社を設立することができるようになりました。

ただし、資本金というのは、会社経営の元手となる資金です。資本金1円の会社は、設立時点ではジュース1本すら買うことができない会社ですので、事業の規模に応じた資本金にすることが必要ですね。

II. 類似商号規制の撤廃

いままでは、同じ市町村内、同じ営業目的で、同じ商号または似たような商号の会社は登記することができませんでした。間違えやすい会社が近くにあったり、まぎらわしいということ避けることがその目的でした。

しかし、新会社法ではこの**類似商号の規制が撤廃**されており、住所と商号が完全に同じ場合を除き、自由な商号を使って会社を設立することができるようになりました。

なお、わざと紛らわしい会社を設立して営業妨害などを受けるようなことがあれば、「不正競争防止法」などの法律に基づいて訴訟を提起しやすくなっています。

III. 払込金保管証明が不要に

会社を設立するに当たり、いままでは出資する金額を一定期間金融機関に預けたうえで、「払込金保管証明」を発行してもらう必要がありました。

しかし、今後は発起設立（発起人が株主になる）の場合には、銀行の発行する**残高証明で足り**ることとなりました。